

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例

周南市企業立地促進条例（平成16年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

エ 製造業における温室効果ガスの排出量を削減することを目的とする事業として規則で定める事業（以下「カーボンニュートラル推進事業」という。）を行う者

第2条第2号中「ウ」を「エ」に改め、同条第6号ア中「重点立地促進事業」の次に「又はカーボンニュートラル推進事業」を加え、同条第7号中「又は生産製品」を「、生産製品」に、「場合で、かつ、」を「場合又は温室効果ガスの排出量の削減その他」に改め、同条第12号中「営業開始日前」を「事業所等の設置に係る工事の着工日前」に改める。

第7条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、カーボンニュートラル推進事業は除く。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表第1中「重点立地促進事業」の次に「又はカーボンニュートラル推進事業」を加える。

別表第2中「3億円」を「10億円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の周南市企業立地促進条例第3条第1項の規定により指定を受けている事業者の当該指定に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 事業所等 事業者が前号アから<u>ウ</u>までのいずれかの事業の用に直接供する施設をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 増設 次のいずれかに該当することをいう。</p> <p>ア 市内に事業所等を有する事業者が、新たに重点立地促進事業に係る事業所等を市内に設置すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(7) 更新 市内に事業所等を有する事業者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。ただし、既存設備より生産量若しくは取扱量が增強される場合又は<u>生産製品若しくは取扱製品の高付加価値化が推進される場合</u>で、かつ、<u>環境への負荷が軽減される場合</u>に限る。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 製造業における温室効果ガスの排出量を削減することを目的とする事業として規則で定める事業（以下「カーボンニュートラル推進事業」という。）を行う者</u></p> <p>(2) 事業所等 事業者が前号アから<u>エ</u>までのいずれかの事業の用に直接供する施設をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 増設 次のいずれかに該当することをいう。</p> <p>ア 市内に事業所等を有する事業者が、新たに重点立地促進事業又は<u>カーボンニュートラル推進事業</u>に係る事業所等を市内に設置すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(7) 更新 市内に事業所等を有する事業者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。ただし、既存設備より生産量若しくは取扱量が增強される場合、<u>生産製品若しくは取扱製品の高付加価値化が推進される場合</u>又は<u>温室効果ガスの排出量の削減その他環境への負荷が軽減される場合</u>に限る。</p>

現行	改正案
<p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) 投下固定資産総額 事業所等の設置のため、営業開始日までに取得した事業用資産のうち、<u>土地（営業開始日前3年以内に取得したものに限る。）</u>、建物及び償却資産（以下「投下固定資産」という。）の取得額の合計額をいう。</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 正当な理由によることなく当該事業所等の設置を行った後10年以内に事業を休止し、又は廃止し、若しくはこれと同様の状態に至ったとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) 投下固定資産総額 事業所等の設置のため、営業開始日までに取得した事業用資産のうち、<u>土地（事業所等の設置に係る工事の着工日前3年以内に取得したものに限る。）</u>、建物及び償却資産（以下「投下固定資産」という。）の取得額の合計額をいう。</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 正当な理由によることなく当該事業所等の設置を行った後10年以内に事業を休止し、又は廃止し、若しくはこれと同様の状態に至ったとき。<u>ただし、カーボンニュートラル推進事業は除く。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>

現行				改正案			
3・4 (略)				3・4 (略)			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
施設の類型	投下固定資産総額			施設の類型	投下固定資産総額		
(略)				(略)			
重点立地促進事業に係る施設	1億円(中小企業者にあつては2,000万円)以上で、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が5,000万円(中小企業者にあつては1,000万円)以上であること。			重点立地促進事業又はカーボンニュートラル推進事業に係る施設	1億円(中小企業者にあつては2,000万円)以上で、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が5,000万円(中小企業者にあつては1,000万円)以上であること。		
別表第2 (第4条関係)				別表第2 (第4条関係)			
奨励金の類型	奨励金の額	1指定当たりの限度額	交付の時期	奨励金の類型	奨励金の額	1指定当たりの限度額	交付の時期
1 事業所等設	(1) 大企業者 ア 基準年度から起算して2年度間に	<u>3億円</u>	基準年度から起算して2年度間における各年度	1 事業所等設	(1) 大企業者 ア 基準年度から起算して2年度間に	<u>10億円</u>	基準年度から起算して2年度間における各年度

現行

改正案

現行			改正案				
置 奨 励 金	<p>おける各年度の指 定事業者の投下固 定資産に係る固定 資産税の2分の1 に相当する額</p> <p>イ 5,000平方メー トル以上の土地取 得を伴う事業所等 については、基準 年度から起算して 2年度間における 各年度の指定事業 者の投下固定資産 に係る固定資産税 の10分の6に相当 する額</p>		の翌年度以降	置 奨 励 金	<p>おける各年度の指 定事業者の投下固 定資産に係る固定 資産税の2分の1 に相当する額</p> <p>イ 5,000平方メー トル以上の土地取 得を伴う事業所等 については、基準 年度から起算して 2年度間における 各年度の指定事業 者の投下固定資産 に係る固定資産税 の10分の6に相当 する額</p>		の翌年度以降
	(略)				(略)		
(略)			(略)				